

頁	行	誤	正																																
42	(6)監理技術者等の途中交代 ②の欄	「監理技術者制度運用マニュアル」の改正(平成28年12月9日)により追加	② 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、 <u>発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む</u> 工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点																																
47	(2)専任の期間等 d.の欄	「監理技術者制度運用マニュアル」の改正(平成28年12月9日)により追加	d.工場製作のみが行われている期間 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、 <u>発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む</u> 工事全般について、工場製作のみが行われている期間は、専任を要しない(図2.3-2)。																																
92	トピック 下4行	競争 <u>入札</u> 参加資格審査	競争参加資格審査																																
93	表2.8-6	<p>【施工能力評価型】</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">I型</td> <td colspan="2">総合評価対象 40(30)※2</td> </tr> <tr> <td>企業の能力等※1 20(15)※2</td> <td>技術者の能力等 20(15)※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">II型</td> <td colspan="2">総合評価対象 40(30)※2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">段階選抜対象 40(30)※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>施工計画※3</td> <td>企業の能力等※1 20(15)※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>技術者の能力等 20(15)※2</td> </tr> </table> <p>※2 点は企業の能力等の配点の半分を超えない範囲で設定する。</p>	I型	総合評価対象 40(30)※2		企業の能力等※1 20(15)※2	技術者の能力等 20(15)※2	II型	総合評価対象 40(30)※2		段階選抜対象 40(30)※2			施工計画※3	企業の能力等※1 20(15)※2			技術者の能力等 20(15)※2	<p>【施工能力評価型】</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">II型</td> <td colspan="2">総合評価対象 40(30)※2</td> </tr> <tr> <td>企業の能力等※1 20(15)※2</td> <td>技術者の能力等 20(15)※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">I型</td> <td colspan="2">総合評価対象 40(30)※2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">段階選抜対象 40(30)※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>施工計画※3</td> <td>企業の能力等※1 20(15)※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>技術者の能力等 20(15)※2</td> </tr> </table> <p>※2 ()：施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする。</p>	II型	総合評価対象 40(30)※2		企業の能力等※1 20(15)※2	技術者の能力等 20(15)※2	I型	総合評価対象 40(30)※2		段階選抜対象 40(30)※2			施工計画※3	企業の能力等※1 20(15)※2			技術者の能力等 20(15)※2
I型	総合評価対象 40(30)※2																																		
	企業の能力等※1 20(15)※2	技術者の能力等 20(15)※2																																	
II型	総合評価対象 40(30)※2																																		
	段階選抜対象 40(30)※2																																		
	施工計画※3	企業の能力等※1 20(15)※2																																	
		技術者の能力等 20(15)※2																																	
II型	総合評価対象 40(30)※2																																		
	企業の能力等※1 20(15)※2	技術者の能力等 20(15)※2																																	
I型	総合評価対象 40(30)※2																																		
	段階選抜対象 40(30)※2																																		
	施工計画※3	企業の能力等※1 20(15)※2																																	
		技術者の能力等 20(15)※2																																	
101	表2.10-1	<table border="1"> <tr> <td>④中間技術検査</td> <td>工事目的物の一部が使用可能になった時点で、発注者がこれを 使用するために有る検査、代価の支払い及び使用部分の引き渡し は行わず、使用中の損傷等について双方が文書確認をする。</td> <td>b.</td> </tr> </table>	④中間技術検査	工事目的物の一部が使用可能になった時点で、発注者がこれを 使用するために有る検査、代価の支払い及び使用部分の引き渡し は行わず、使用中の損傷等について双方が文書確認をする。	b.	<table border="1"> <tr> <td>④中間技術検査</td> <td>双方の契約に基づき、発注者が必要と判断したときに行う施工 途中段階の検査。主な工種が不可視となる埋戻し前などに行 われ、代価の支払いや引き渡しはない。</td> <td>b.</td> </tr> </table>	④中間技術検査	双方の契約に基づき、発注者が必要と判断したときに行う施工 途中段階の検査。主な工種が不可視となる埋戻し前などに行 われ、代価の支払いや引き渡しはない。	b.																										
④中間技術検査	工事目的物の一部が使用可能になった時点で、発注者がこれを 使用するために有る検査、代価の支払い及び使用部分の引き渡し は行わず、使用中の損傷等について双方が文書確認をする。	b.																																	
④中間技術検査	双方の契約に基づき、発注者が必要と判断したときに行う施工 途中段階の検査。主な工種が不可視となる埋戻し前などに行 われ、代価の支払いや引き渡しはない。	b.																																	
147	本文上12行、15行	① ~~~おいて、 <u>発症</u> 状態を~~~ ③ ~~~特に <u>荷重</u> な業務に~~~	① ~~~おいて、 <u>発生</u> 状態を~~~ ③ ~~~特に <u>過重</u> な業務に~~~																																
150	図4.1-4の表題及び(1)、(2)の表題	図4.1-4建設業における死亡災害の型別・ <u>災害の種類別発生状況(平成27年)</u> (1)工事の型別発生状況 (2)災害の種類別発生状況	図4.1-4建設業における死亡災害の型別・ <u>工事の種類別発生状況(平成27年)</u> (1)災害の型別発生状況 (2)工事の種類別発生状況																																
169	(1)の表 下段	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>代木等機械 機械集材装置 簡易架線集材装置</td> </tr> <tr> <td>高口 所1 作ブ 業</td> <td>高さ2m以上、~~~</td> </tr> </table>		代木等機械 機械集材装置 簡易架線集材装置	高口 所1 作ブ 業	高さ2m以上、~~~	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>伐木等機械 機械集材装置 簡易架線集材装置</td> </tr> <tr> <td>ロ高 1所 作ブ 業</td> <td>高さ2m以上、~~~</td> </tr> </table>		伐木等機械 機械集材装置 簡易架線集材装置	ロ高 1所 作ブ 業	高さ2m以上、~~~																								
	代木等機械 機械集材装置 簡易架線集材装置																																		
高口 所1 作ブ 業	高さ2m以上、~~~																																		
	伐木等機械 機械集材装置 簡易架線集材装置																																		
ロ高 1所 作ブ 業	高さ2m以上、~~~																																		
212	本文 上5行	~~「除染電離則(4.7.2参照)」~~	~~「除染電離則(4.7.3参照)」~~																																
233	トピック図番号	図 19	図 5.1-3																																
251	表5.3-3 中段	建設混合廃棄物の平成30年度目標値 3.5% <u>以</u>	建設混合廃棄物の平成30年度目標値 3.5% <u>以下</u>																																
284	本文 下1行	(注) ~シーリング材: <u>且次</u> の動きに~	(注) ~シーリング材: <u>且地</u> の動きに~																																
295	表中(3)	(3) ~~ <u>推進をさせる</u> ~~	(3) ~~ <u>推進を支える</u> ~~																																
337	(2)本文上1行及び 図6.2-2の表題	堰・水門・排水機場・ <u>桶門</u> 桶管等~~	堰・水門・排水機場・ <u>桶門</u> 桶管等~~																																
344	本文 下8行	② 地中 <u>拡幅部</u> ~~	③ 地中 <u>拡幅部</u> ~~																																
401	表6.6-2表題	図6.6-2 路緑化技術基準の~~	図6.6-2 道路緑化技術基準の~~																																
415	図 6.7-1	図6.7-11 次世代インフラ用~	図6.7-11 次世代 <u>社会</u> インフラ用~																																